

## フードバンク軽井沢 会則

(名称)

第1条 この会は、フードバンク軽井沢という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を長野県北佐久郡軽井沢町に置き、同町大字長倉4844-1 軽井沢町ボランティアセンター内に事務局窓口を置く。

(目的)

第3条 この会は、まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、生活困窮者等の支援を必要としている人に適切に提供するフードバンク活動を地域の仕組みとして確立させることを目的とする。

(事業及び活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業及び活動を実施する。

- (1) 食糧支援事業
- (2) 食を大切にす文化の普及・啓発活動
- (3) その他この会の目的の達成のために必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員の種別は、正会員と賛助会員とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出する。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 賛助会員 一口 10,000円 (何口でも可とする)

(退会)

第8条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を継続して1年以上納入しないとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会の会則に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき

(事務局)

第10条 この会の運営及び事務を処理するため、事務局を置く。

(役員)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 事務局長 1人
- (3) 事務局次長 5人以内
- (4) 会計 1人(事務局次長による兼任を可とする)
- (5) 顧問 1人
- (6) 監査 1人

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 代表、事務局長、事務局次長をもって役員会を構成する。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、役員会、総会に出席し意見を述べることができる。

6 監査は、役員会、総会に出席し発言することができる。役員および役員会が機能しないときは、総会を招集できる。なお、監査は、この会の他の役員または職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 事務局長は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 事務局次長は、総会、役員会の決定に基づき、事業執行や管理業務について総括する。

4 会計は、この会に関わる会計全般の処理を担当する。

5 顧問は、代表が役員会の同意を得て委嘱し、本会の重要事項について代表の諮問に応じる。

6 監査は、この会の業務及び財産の状況並びに役員の職務執行を監査する。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(総会)

第14条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催できるものとする。

- (1) 役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面あるいは電磁的方法により召集の請求があったとき

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は代表又は代表に指名された役員が務める。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第16条 代表は、毎事業年度終了後速やかに、事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席した会員の過半数の承認がなければ変更できない。

附 則 この会則は、平成29年3月22日から施行する。

附 則 この会則の、第6条、第14条、第19条を平成30年4月12日の定期総会をもって改正し、同日から施行する。